

平成 26 年度産油・産ガス国開発支援協力事業に関する委託先の公募について

平成 26 年 10 月 17 日

一般財団法人 石油開発情報センター

一般財団法人石油開発情報センター（以下「センター」という。）は、国の平成 26 年度産油・産ガス国開発支援協力事業の補助事業者の公募に応募し、平成 26 年度の産油・産ガス国開発支援協力事業の採択事業者に決定しました。ついては、下記委託事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本委託事業について受託を希望する方は、下記に基づき応募頂くようご案内致します。

記

1. 事業名称

平成 26 年度産油・産ガス国開発支援協力事業のうち産油・産ガス国石油天然ガス開発技術共同研究事業、産油・産ガス国石油天然ガス開発調査研究事業及び産油・産ガス国石油天然ガス開発人材交流事業に係る委託事業

2. 事業の目的

本邦の石油・天然ガス探鉱開発関連企業（以下「本邦企業」）が産油・産ガス国及び新たに石油・天然ガスの生産が見込める候補国（以下「産油国等」）において権益を取得し、石油・天然ガスの探鉱・開発事業に進出するためには、当該産油国等に関するたゆまぬ情報収集活動を行うとともに、当該産油国等における本邦企業のプレゼンスを増大させていくことが重要です。

また、既に本邦企業が権益を有している産油国等においてその権益を維持していくためには、当該産油国等の政府・国営石油会社等との友好関係を継続・発展させていくことが不可欠です。

このように、産油国等における我が国及び本邦企業のプレゼンスを増大させ、産油国等の政府・国営石油会社等との友好関係を構築・継続・発展させていくことは我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に極めて重要であることから、本補助事業の実施を通じて、産油国等とのパートナーシップの構築やその強化を目指す本邦企業を支援することにより、本邦企業による権益取得や権益維持の推進を図り、もって我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献しようとするものです。

3. 事業の範囲

(1) 対象とする事業

当該産油国等の石油開発分野に進出している、又は進出を計画している本邦企業が産

産油国等政府・国営石油会社等の要望を原則的に踏まえて実施する事業であり、産油国等への情報提供・技術等の移転が行われるもの又は良好な人的関係の構築に資するもので、以下の事業とします。

① 産油・産ガス国石油天然ガス開発技術共同研究事業

産油国等から日本の技術力に期待して、原則として、産油国等内で活動中の本邦企業を通じて要請される石油開発分野の技術協力事業について、本邦企業の人材等を活用して産油国等と共同（人的協力及び情報／データ提供による協力）で実施し、産油国等側の石油開発分野における事業の円滑化に寄与することを目的とする事業です。

② 産油・産ガス国石油天然ガス開発調査研究事業

産油国等から本邦企業を通じて要請される、石油開発分野における各種調査研究事業を実施することにより、産油国等に情報を提供し、産油国等側の石油・天然ガス開発事業に反映させることを目的とする事業です。

③ 産油・産ガス国石油天然ガス開発人材交流事業

産油国等との良好な人的関係を構築して本邦企業の進出の円滑化、関係の強化等を図るために、産油国等の要人等招聘や講師派遣によるセミナー開催等の人的交流・技術交流事業を実施し、産油国等との人的関係の強化及び技術移転の促進を図ることを目的とする事業です。

(2) 対象とする国

応募者が活動中、又は応募者が、今後、進出を検討している産油国を対象とします。

(注) 次のいずれかの項目に該当する応募は、ご遠慮下さるようお願いします。

1. 同一の案件を協力関係にある組織（商社、メーカー、コンサルタント等）から、別々に提案する重複提案。
2. 利用可能な既存調査がある案件（経済情勢の変化等により再実施の必要な場合を除く）。
3. 将来において事業が立ち上がった場合に、我が国へのエネルギーの効率的供給の見込みがない案件。

4. 応募者の資格

応募者は、当該産油国等の石油開発分野の事業に進出している、又は進出を計画している本邦企業で、かつ本事業を遂行するために必要な知見や実施体制、管理体制を有している組織とします。

(注) 複数の組織による共同提案も可能ですが、その際はセンターからの連絡窓口と経費の取りまとめ・支払い窓口となる主応募組織（幹事組織）を決め、ご応募ください。

5. 産油・産ガス国開発支援協力事業の概要

(1) 事業期間

事業期間は単年度です。事業実施は、契約締結日から平成 27 年 2 月 20 日までとします。

(2) 事業費用

1 件あたりの事業費用（上限）は原則として、1,200 万円です。

(注)

1. 事業費用について、不適切な経費や単価設定等はセンターが厳密に査定しますので、提案する事業の実施に必要な金額を精査した上で応募ください。
2. 事業終了後、証票を提出していただき、事業経費についての妥当性の判断を行います。その結果によっては、委託費対象経費として認められない場合があります。国による検査対象となり、必要な資料の提出を求められることがあります。その検査の結果によっては、経費として認められない場合があります。

(3) 事業体制

応募者たる組織がセンターの委託先となり、センターとの間で委託契約を締結した上で事業を実施することとします。事業実施中、必要に応じ中間報告を求めることがあります。

(注)

1. 委託契約の受託者が業務の一部を更に第三者に再委託（外注及び請負を含む。50 万円未満の再委託を除く。以下同じ。）する場合は、事前にセンターが再委託の妥当性を確認します（原則として、総事業費の 50%未満とする）。また、委託契約書の写しをセンターに提出していただきます。
2. センターと委託先との契約金額については、センターが案件の選定後に査定した上で決定しますので、提案金額が必ずしも契約金額になるとは限りません。

(4) 事業成果の取り扱い

事業終了後は事業報告書 1 部及び電子データをセンターに提出するとともに、産油国等政府・国営石油会社への報告を実施してください。また、事業の内容や成果等については、産油国等との関連で非公開を義務付けられているものを除き公開いたします。なお、事業終了翌年度以降に、事業実施後の成果を調査するためのフォローアップ調査を行うことを予定しております。

(注)

1. 報告書の著作権は、原則としてセンターに帰属します。
2. センターは原則として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に準じて提出後に報告書を一般公開します。
3. 報告書提出に際しては、電子記録媒体も提出してください。
4. 事業終了翌年度以降に、事業実施後の成果を調査するためのフォローアップ調査を行う場合には、センターが事前に事業実施者との間で相談させていただきます。

6. 応募方法

(1) 応募書類

応募関係書類として、提案書には必要事項を記入するとともに、電子データを入力した電子記録媒体を添付の上、公募期間中に提出してください。なお、応募関係書類は応募者に返却しませんのでご了承ください。

- ・ 提案書（代表者印を押印してください。）
- ・ 電子記録媒体（電子データを入力したもの。）

(注)

1. 提案内容を理解するのに役立つ図表（様式は自由）、あるいは参考資料等の関連資料がある場合は、ファイル巻末にまとめて添付してください。
2. 入力データを電子記録媒体にまとめて保存し、当該電子記録媒体に「平成 26 年度産油・産ガス国開発支援協力事業」、「事業の名称」、「貴組織名」を記入したラベルを貼って提出してください。
3. 応募関係書類はセンターのホームページ (<http://www.icep.or.jp/>) よりダウンロードして作成してください。

(2) 応募期間、応募先及び応募方法

① 応募期間

平成 26 年 10 月 17 日（金）～平成 26 年 11 月 17 日（月）。
最終日は、17 時までに必着でお願い致します。

② 応募先

一般財団法人石油開発情報センター 業務部 担当者（井口）
〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-1-6 日本弘道会ビル 3 階
TEL: 03-3222-8127

③ 応募方法

持参、郵送、宅配便に限定します。

7. 事業の採択・通知

(1) 採択手順

下記の採択基準に基づき、外部の学識経験者等で構成される「補助事業等実施検討委員会」の検討を経てセンターが事業を採択いたします。

(2) 採択基準

(共通の基準)

- ① 対象となる石油・天然ガス鉱区権益等（以下「権益」という）の取得の可能性及びその内容（対象国・地域、埋蔵量の規模等）。
- ② 事業の必要性（対象の権益に係る採鉱・開発の円滑な推進、権益の維持又は新規権益の

取得に貢献できること)。

- ③政策的ニーズ（対象の権益が、我が国のエネルギー安定供給に直接的・間接的に貢献でき、かつエネルギー政策上重要であると判断されるものであること）。
- ④応募者の実施能力（本事業の実施・管理体制を有して、適正に運営することが確認されること）。
- ⑤実施計画の妥当性（目的・目標が妥当であり、実施期間と経費の算定が適切であること）。
- ⑥産油国等との関係強化等に資すること。
- ⑦事業の円滑な推進が期待できること。

（事業毎の基準）

① 産油・産ガス国石油天然ガス開発技術共同研究事業

- ・共同研究の内容が適切であること（産油国等の石油・天然ガスの探鉱・開発事業における計画立案、開発又は操業の最適化や合理化等、事業実施の必要性が認められること）。
- ・産油国等政府・国営石油会社等からの要請が強く、緊急性が高いこと。
- ・技術移転の促進に資すること。

② 産油・産ガス国石油天然ガス開発調査研究事業

- ・調査研究の内容が適切であること（本邦企業の人材や知見等が活用されると認められること）。
- ・産油国等政府・国営石油会社等からの要請があり、緊急性が高いこと。
- ・調査研究事業の実施結果が産油国等の石油・天然ガス開発等に反映されることが十分期待されるものであること。

③ 産油・産ガス国石油天然ガス開発人材交流事業

- ・本邦企業の進出の円滑化、関係強化等のための産油国等との良好な人的関係の強化に資すると認められること。
- ・産油国等政府・国営石油会社等からの要請が強く、人的交流の必要性・緊急性が認められること。
- ・技術移転の促進に資すること。

（注）

1. 原則、協力要請先からの要請状が必要です。但し、調査研究事業のように要請状の迅速な入手が難しい場合は弾力的運用とします。
2. 原則、提案書の内容で採択を決定しますが、選定過程においては補足として資料の提出又は詳細説明等を求めることがあります。

（3）採択案件の通知・公表

センターは、採択後、平成26年11月下旬を目途に応募者宛に採択通知書を送付するとともに、センターのホームページ (<http://www.icep.or.jp/>) に採択案件名と実施企業名を

公表します。

(注)

1. 採択されなかった応募案件に関する不採択理由等のお問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。
2. 採択案件として選定されたとしても、センターと応募者との間で必要な契約条件が合致しない場合には、委託契約を締結できませんので、予めご了承ください。

以上